

○環境省令第七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条の二第一項第一号、第八条の三、第九条第五項（同法第九条の三第十項及び第十五条の二の四第三項において準用する場合を含む。）第十五条の二第一項第一号並びに第十五条の二の二の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

環境大臣 大木 浩

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年^厚理府令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一（第一条関係）」を「別表第一（第一条、第二条関係）」に改める。

別表第一セレン及びその化合物の項の次に次のように加える。

ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきほう素一〇ミリグラム以下 海域に排出されるもの一リットルにつきほう素二三〇ミリグラム以下
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきふつ素八ミリグラム以下 海域に排出されるもの一リットルにつきふつ素一五ミリグラム以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム以下

別表第一 ふつ素含有量の項を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日から三年間は、この省令による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新令」という。）別表第一の規定の適用については、同表の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきほう素一〇ミリグラム以下	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきほう素五〇ミリグラム以下
海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきふつ素八ミリグラム以下	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきふつ素一五ミリグラム以下
一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗	一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じ

じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

たもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇

一〇〇ミリグラム以下

〇ミリグラム以下

（既存一般廃棄物最終処分場に関する経過措置）

第三条 既存一般廃棄物最終処分場（この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「

法」という。）第八条第一項の許可を受けている者又は許可を申請している者の当該許可又は当該申請に

係る一般廃棄物の最終処分場及び法第九条の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係

る一般廃棄物の最終処分場をいう。以下この条において同じ。）に係る技術上の基準については、新令別

表第一及び前条の規定にかかわらず、平成十四年九月三十日までの間は、なお従前の例による。

2 平成十四年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間における既存一般廃棄物最終処分場の廃止の

技術上の基準（新令別表第一ほう素及びその化合物の項並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸

化合物及び硝酸化合物の項に係るものに限る。第六項並びに次条第一項及び第六項を除き、以下同じ。）

については、新令第一条第三項第六号中「それぞれイ及びロに掲げる頻度で二年（埋め立てる一般廃棄物

の性状を著しく変更した場合にあつては、当該変更以後の二年）以上にわたり行われた」とあるのは、「

保有水等の浸出が公共の水域及び地下水に及ぼす影響の有無を判断することができる二回以上の」とする。

3 平成十五年四月一日から同年九月三十日までの間における既存一般廃棄物最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「六月」とする。

4 平成十五年十月一日から平成十六年三月三十一日までの間における既存一般廃棄物最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「一年」とする。

5 平成十六年四月一日から同年九月三十日までの間における既存一般廃棄物最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「一年六月」とする。

6 この省令の施行前にこの省令による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「旧令」という。）第一条第三項第六号（第一項の規定によりこの省令の施行の日から平成十四年九月三十日までの間においてなお従前の例によることとされた場合を含む。

）の規定に基づき行われた既存一般廃棄物最終処分場の廃止に係る水質検査の結果のうち旧令別表第一ふつ素含有量に係るものについては、この省令の施行後は、新令第一条第三項第六号の規定に基づき行われた当該既存一般廃棄物最終処分場の廃止に係る水質検査の結果のうち新令別表第一ふつ素及びその化合物

に係るものとみなす。

（既存管理型最終処分場に関する経過措置）

第四条 既存管理型最終処分場（この省令の施行の際現に法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可を申請している者の当該許可又は当該申請に係る産業廃棄物の最終処分場のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第七条第十四号ハに掲げるものという。以下この条において同じ。）に係る技術上の基準については、新令別表第一及び附則第二条の規定にかかわらず、平成十四年九月三十日までの間は、なお従前の例による。

2 平成十四年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間における既存管理型最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされた新令第一条第三項第六号中「それぞれイ及びロに掲げる頻度で二年（埋め立てる一般廃棄物の性状を著しく変更した場合にあつては、当該変更以後の二年）以上にわたり行われた」とあるのは、「保有水等の浸出が公共の水域及び地下水に及ぼす影響の有無を判断することができ二回以上の」とする。

3 平成十五年四月一日から同年九月三十日までの間における既存管理型最終処分場の廃止の技術上の基準

については、新令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされた新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「六月」とする。

4 平成十五年十月一日から平成十六年三月三十一日までの間における既存管理型最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされた新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「一年」とする。

5 平成十六年四月一日から同年九月三十日までの間における既存管理型最終処分場の廃止の技術上の基準については、新令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされた新令第一条第三項第六号中「二年」とあるのは、「一年六月」とする。

6 この省令の施行前に旧令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされた旧令第一条第三項第六号（第一項の規定によりこの省令の施行の日から平成十四年九月三十日までの間においてなお従前の例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき行われた既存管理型最終処分場の廃止に係る水質検査の結果のうち旧令別表第一ふつ素含有量に係るものについては、この省令の施行後は、新令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされた新令第一条第三項第六号の規定に基づき行われた当該既

存管理型最終処分場の廃止に係る水質検査の結果のうち新令別表第一ふつ素及びその化合物に係るものと
みなす。

○ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年厚生省令第一号）（案）

改正案

別表第一（第一条、第二条関係）

（略）	（略）
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン ○・一ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に 排出されるもの一リット ルにつきほう素一○ミリ グラム以下 海域に排出されるもの一 リットルにつきほう素二 三○ミリグラム以下
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に 排出されるもの一リット ルにつきふつ素八ミリグ ラム以下

現行

別表第一（第一条関係）

（略）	（略）
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン○・ 一ミリグラム以下
（略）	（略）

	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(略)	削除	(略)
海域に排出されるもの一リットルにつきふつ素一五ミリグラム以下	一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム以下	(略)	削除	(略)

	ふつ素含有量	(略)
	一リットルにつき一五ミリグラム以下	(略)